

意見書

平成30年7月6日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部消費者行政課御中

〒103-0012

とうきょうとちゅうおうくにはんばしほりどめちょう
東京都中央区日本橋堀留町2-3-5
ぐらんどめぞんにほんばしほりどめ
グランドメゾン日本橋堀留101号
こうえきしゃだんほうじんぜんこくしょうひせいかつそうだんいんきょうかい
公益社団法人全国消費生活相談員協会
りじちょう ますだえつこ
理事長 増田悦子
電話：03-5614-0543
e-mail：JDX00404@zenso.or.jp

「携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施に関するガイドライン」(案)についての意見募集について、別紙のとおり意見を提出します。

該当する章及び節とページ番号	意見
5 番号ポータビリティの利用に係る運用及び手続等 (3) 利用手続	<p>インターネット等を利用する方法で MNP が簡単に利用できるようになることに賛成です。MNP 手続きが合理的な理由なく煩雑なため、事業者を変更しづらい状況になっています。移転元事業者による引き止め機会のない番号ポータビリティが可能となるように、移転元事業者における番号ポータビリティに係る利用手続は、対面や電話によらずインターネット等を利用する方法も可能とすることについては、事業者並びに利用者において時間的拘束が削減され賛成です。</p> <p>MNP を手続きするサイトがどこにあるのか、手続き者が探しやすいようなページ作りをお願いいたします。また、MNP を実施した場合の注意点などにつきましても、同ページに表示できるように工夫いただけるようお願いいたします。</p>
5 番号ポータビリティの利用に係る運用及び手続等 (4) 初期契約解除等が行われた場合の運用	<p>賛成です。使い慣れた電話番号を継続できないために初期契約解除を行うことを断念するケースが救済されます。一方、勧誘を受けて従来契約に追加して新規の回線を契約したものの、新規契約は初期契約解除をしたいというケースで MNP を希望されることはありません。新規の電話番号による契約の場合に MNP が制限されることに異存はありません。</p>